

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書の一部を不開示としたことは妥当であるが、対象となる行政文書として、広島県社会福祉審議会に対する報告に係る文書を特定した上で、当該文書の開示可否を決定すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成30年4月19日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「〇〇から県に対して通知文3通があります。各案件についてどのように処理をされたので、内容の開示を求めます。（別紙参照）CD-ROMで」と行政文書の件名又は内容欄に記載した行政文書開示請求を行った。

なお、当該請求に係る開示請求書には、次の文書が添付されていた。

(1) 次のとおり記載された文書（右上に「5/5」と記載あり。）

子ども家庭課 〇〇から広島県に対して通知文が3通あります。

添付参照

各案件について、どのように処理をしたのでしょうか？通知文には「虐待に当たる」との文言があります。

開示請求内容

1：児童福祉法33条の16項にのって処理をされた公表内容

2：虐待として処理されなかった場合、その案件の処理理由

3：虐待として処理されなかった場合、どのように処理をされたのか？

上記 3件の案件に対して詳しい内容の開示請求を致します。

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の規定の抜粋（法第33条の16の規定を四角囲み、右上に「4/5」と記載あり。）

(3) 法第33条の14第3項に基づく広島県知事宛て〇〇長通知「被措置児童虐待について」（〇〇年（平成〇〇年）〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号）の案文の写し（右上に「No 3/5」と記載あり。）

(4) 〇〇の契印が押印され、平成〇〇年の内容が記載された「被措置児童虐待通告内容」と題する文書

(5) 〇〇年（平成〇〇年）〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号〇〇広島県知事宛て〇〇長通知「被措置児童虐待について」の写し（右上に「No 2/5」と記載あり。）

(6) 〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号の〇〇受付印が押印された、〇〇月〇〇日の日付が記載された直筆の文書

(7) 〇〇の契印が押印され、平成〇〇年の内容が記載された「被措置児童虐待通告内容」と題する文書（右上に「〇〇. 〇〇 No 1/5」と記載あり。）

上記の文書の一部には、特定の施設名称が記載されていたため、実施機関は、

審査請求人に対し、特定の施設に関する行政文書については、その存否を答えることができない場合がある旨を説明し、審査請求人は、次のとおり請求内容を補正した。

平成〇〇年〇〇月から平成〇〇年〇〇月までの間に、〇〇から広島県に対してあった3件の通知に関する、法33条の16にのっとって処理された公表内容（以下「本件請求1」という。）、虐待として処理されなかった場合、その案件の処理理由（以下「本件請求2」という。）及び虐待として処理されなかった場合、どのように処理されたのか（以下「本件請求3」という。）。

2 行政文書開示請求に対する決定

実施機関は、本件請求1について、不存在を理由とする行政文書不開示決定を行い、平成30年5月17日付けで審査請求人に通知した。

また、本件請求2及び本件請求3（以下これらを「本件請求」と総称する。）の対象となる行政文書として起案文書及び聞取票（以下これらを「本件対象文書」と総称する。）を特定の上、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成30年7月7日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

なお、当該審査請求については、行審法第19条第2項第3号に規定する「審査請求に係る処分があったことを知った年月日」の記載に不備があると認められること、また、行審法第19条第2項第4号に規定する「審査請求の趣旨」の記載において、具体的にどのような裁決を求めるのか不明確であることを理由に、平成30年7月23日付け指令こ家第338号により補正命令が発出され、同月27日付けで補正された。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示されていない文書及び本件対象文書中の不開示部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書（補正後のもの）及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

なお、審査請求書及び反論書には、本件処分に係る通知書の写しのほか、新聞の記事の写し、〇〇こども家庭センター所長名の文書、子供の直筆による文書、児童虐待防止に関する政府見解の抜粋及び実施機関により部分開示された起案文書の一部が添付されていた。

- (1) 新聞記事の事案にある匿名者は私である。子供の直筆の証言を手に入れ、解決にこぎつけた。子供の証言の文章が開示されていない。〇〇県議も、子供の証言のコピーを保管されている。子供の直筆文章（添付資料）は〇〇からの通知文及び〇〇県議から担当課に渡っている。担当課が保管している、子供の直筆の文章の開示を求める。また、存在も認めてほしい。

実施機関は、子供の直筆の証言を保管しているにも関わらず、存在しないものとして扱っている。

- (2) 子供の直筆（添付資料）に、児相職員との定期面談時（室内謹慎処分中）、職員に訴えたとある。児相担当職員が、子供の訴えを無視した事実を隠蔽していると思われる。また、匿名通告受理後、児相職員への聞き取りをしたはずなのに、児相職員への事情聴取を開示していない。

子供の直筆で、〇〇から受けた室内謹慎処分に、児相担当との面談がある。謹慎処分中に、児相担当者との面談及び職員に訴えた内容が分かる部分の開示を求める。

子供の人権に関わる問題である。日本は、国連の「子ども権利条約」を批准しているはずである。

実施機関は、児相職員の子供に対する言動を隠している。

- (3) 〇〇こども家庭センター所長の保護者に向けた文言が開示されていない。

〇〇こども家庭センター所長の文言には、具体的な法人の改善案が明記されていない。

- (4) 新聞記事の事案は、虐待と思われる（人権擁護委員の意見でもある。）。開示文章が真っ黒なので、担当課が何をもって、どう判断したのか全く分からない。虐待でないと判断した内容が、誰にでも理解できるような判断が分かる部分の文章の開示を求める。

新聞記事の事案は虐待であると思われるが、虐待でないと担当課は処理をしている（県のHP等に公表をしていない。）。開示文章では、虐待でないと判断した理由が全く分からない。

虐待を虐待でないと好き勝手に担当課が判断及び処理をしているとしか第三者からは思ってしまう担当課の対応。

実施機関は、そもそもなぜ子供が、長期間室内謹慎処分を受けなければならない理由を明確にしていない。開示していない。

- (5) 施設の子供の証言・施設職員の証言が全て真っ黒なので、施設内で何があり、施設職員が何をもって行動をしたのか全く分からない。施設職員及び子供の名前の開示は必要ない。施設職員及び子供達の発言内容の開示を求める。

- (6) 反論書における主張

ア 子供を〇〇に預けてすぐの時、〇〇児相職員・〇〇様に「一緒に〇〇を育ててください。」と言われた。児相に記録がある。職員も在籍している。県民に協力を求めるのに、真っ黒な情報開示は、相矛盾する姿勢だと考える（〇〇様は公務員であり、公開対象である。）。

平成〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇新聞の記事になった事案を、県行政は虐待

処理しなかったもので、情報開示請求をした。しかし、なぜ子供が処罰（室内謹慎）を受ける必要があったのか？から始まり、何が改善されたのか？一連の経過・内容が全く分からない。これでは、被害を受けた子供の人権を守る姿勢が見られない。被害を受けた子供の人権を守るために、下記イの内容の明確化を求める。そもそも、施設では起こってはならないことが、起こった事案である。

イ 明確化を求める項目（不開示の部分で明記されていなければならない内容である。）

(ア) 虐待でないと判断した理由

この事案は、ネグレクトか否かがポイントだと考える。児相職員の無視、〇〇職員の無視、「懲戒権の不適切な行使」と法律にもない、政府見解にもない、文言で説明（資料参照）。

(イ) そもそもなぜ、虐待の有無で〇〇を調査することになったのか？

弁明書には、〇〇からの通知は無い、しかし、新聞記事には通知で調査とある。

また、通知文（子供の直筆証言）は〇〇県議も所有している。私が子供（被害者）から情報を得て、〇〇及び〇〇県議に提供した。

(ウ) そもそもなぜ、子供は室内謹慎処分を一か月半も受けなければならなかったのか？

処罰を長時間受けなければならぬほどのことをしたのか？

(エ) なぜ、〇〇職員は、処罰の行使について疑問を持たなかったのか？

〇〇職員が、子供の人権が守られた処罰の行使か？否か？を、なぜ考えず、また、行動を起こさなかったのか？自分の頭で考えて行動していれば、子供は長時間苦しまずに済んだ。

(オ) とても重要なポイントの一つである。なぜ、児相職員（〇〇様）は子供の訴えを無視したのか？

処罰を与えられて数日後、児相の定期面談が〇〇であった。専門職である児相職員が、適切に子供の訴えを聞き、対応していれば、これだけの長時間、子供は苦しまずに済んだ（子供の直筆及び口頭の訴えより）（資料参照）。

(カ) 施設の適切な運営についての監督官庁の指導支援の内容（子供の人権を守るための具体的な対策）

〇〇こども家庭センター所長の文言には、施設名〇〇と明記され、法人から改善に取り組むとあるが、具体的な明記はない。また、保護者に対して法人及び〇〇からの具体的な説明は一切ない（資料参照）。もちろん、監督官庁からもない（弁明書の内容と、所長が施設名を明確にしていることは矛盾している。）。

(キ) 予見が出来なかった理由

弁明書は一貫して、行政業務及び施設運営において不利益が被るので開示はしない、できないとある。まだ不利益をどこも被ってもないのに、

予見で説明。ではなぜ、新聞事案を予見できなかったのか。「被害を受けた子供のために」との文言はどこにもない。これではあまりにも、被害を受けた子供がかわいそうである。

(ク) この事案をなぜ、行政は発見できなかったのか？

弁明書に、施設が対策をするおそれがあるので開示しないとの文言。では、すでにこの事案は、〇〇が対策を講じていた為、発見できなかったのか？

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分の具体的理由等について

(1) 起案文書中の次の事項について

ア 法人名及び施設名について

法人名を開示すると施設が特定され、当該施設の社会的評価や社会的信用を損ない、現在当該施設に入所している児童や児童の保護者に不安を与えるなど、適切な施設運営に支障を生じさせるため、条例第10条第3号に該当し、不開示が適当である。

イ 特定の施設への調査状況について

実施機関が、被措置児童等虐待の通知を受けてどのような調査等の対応を行ったかを示す情報であり、これを開示した場合、虐待が疑われる状況から施設入所児童の安全の確保を行う際に、実施機関が実行する手法が明らかになってしまい、今後、もし施設で被措置児童等虐待があった場合に、施設が実施機関の対応に対策を講じ、虐待の発見が困難となり、入所児童の安全の確保が難しくなるなど、被措置児童等虐待に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。そのため、条例第10条第6号に該当し、不開示が適当である。

ウ 特定の施設に関する調査結果について

開示することで当該施設の社会的評価や社会的信用を損ない、現在当該施設に入所している児童や児童の保護者に不安を与えるなど、当該施設の適正な施設運営の支障となるおそれがあるため、条例第10条第3号に該当し、不開示が適当である。

(2) 聞取票中の次の事項について

ア 相手方について

個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであり、また、法令等の規定や慣行として公にされる情報ではなく、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報でもなく、公務員等でもないため、条例第10条第2号に該当し、不開示が適当である。

イ 特定の施設名について

以前、不適切な指導を行っていた当該施設が特定されることにより、当該施設の社会的評価や社会的信用を損ない、現在当該施設に入所している児童や児童の保護者に不安を与えるなど、適切な施設運営に支障を生じさせるため、条例第10条第3号に該当し、不開示が適当である。

ウ 特定の施設での個人情報の取扱いに関する情報について

当該施設の情報管理に関して実施機関が行った指導に関することであり、開示することで、当該施設の社会的評価や社会的信用を損ない、現在当該施設に入所している児童や児童の保護者に不安を与えるなど、適切な施設運営に支障を生じさせるため、条例第10条第3号に該当し、不開示が適当である。

2 審査請求に対する弁明

- (1) 上記第3の2(1)の「担当課が保管している、子供の直筆の文章の開示を求める。また、存在も認めてほしい。」及び同(2)の「匿名通告受理後、児相職員への聞き取りをしたはずなのに、児相職員への事情聴取を開示していない。(中略) 謹慎処分中に、児相担当者との面談及び職員に訴えた内容が分かる部分の開示を求める。」(後半部分の主語が誰か判然とはしないが、子供と解せられる。)との部分については、同(1)の「子供の直筆の証言を保管しているにも関わらず、存在しないものとして扱っている。」及び同(2)「児相職員の子供に対する言動を隠している。」との理由によるものと考えるが、これらについては、本件請求1、本件請求2及び本件請求3に関する文書とは別に、文書の開示を求めるものである。
- (2) 上記第3の2(4)の「虐待でないと判断した内容が、誰にでも理解できるような判断が分かる部分の文章の開示を求める。」及び同(5)の「施設職員及び子供達の発言内容の開示を求める。」については、同(4)の「開示文章では、虐待でないと判断した理由が全く分からない。」「虐待を虐待でないと好き勝手に担当課が判断及び処理をしているとしか第三者からは思えてしまう担当課の対応。」及び「そもそもなぜ子供が、長期間室内謹慎処分を受けなければならない理由を明確にしていない。開示していない。」との理由によるものと考えるが、これについては、上記1(1)イ及びウのとおりである。
- (3) 上記第3の2(3)の「〇〇こども家庭センター所長の保護者に向けた文言が開示されていない。」及び「〇〇こども家庭センター所長の文言には、具体的な法人の改善案が明記されていない。」については、〇〇こども家庭センター所長の保護者向けの文書及びその文書に記載されている法人の改善案の文書の開示を求めるものと考えられるが、これらについては、本件請求1、本件請求2及び本件請求3に関する文書とは別に、文書の開示を求めるものである。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、平成〇〇年〇〇月から平成〇〇年〇〇月までの間に、〇〇から広島県に対してあった3件の通知に関するものであり、当該通知について、当審査

会から実施機関に対して確認したところ、法第33条の14第3項に基づく被措置児童等虐待に関する通知（以下「虐待通知」という。）のうち、〇〇長から実施機関宛てに発出された次のものを指すということであった。

- (1) 平成〇〇年中に発生した事案（以下「X事案」という。）に係るもの
 - ア 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け（平成〇〇年〇〇月〇〇日通告受理）
 - イ 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け（平成〇〇年〇〇月〇〇日通告受理）
- (2) 〇〇月〇〇日の日付が記載された事案（以下「Y事案」という。）に係るもの
 - ア 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け（平成〇〇年〇〇月〇〇日通告受理）
 - イ 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け（平成〇〇年〇〇月〇〇日通告受理）
- (3) 平成〇〇年中に発生した事案（以下「Z事案」という。）に係るもの
平成〇〇年〇〇月〇〇日付け（平成〇〇年〇〇月〇〇日通告受理）

法は、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設等の施設職員等による、当該施設に入所する児童等に対する、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト及び心理的虐待を「被措置児童等虐待」と定義しており（法第33条の10）、被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、これを都道府県の設置する福祉事務所等又は市町村に通告しなければならないと規定している（法第33条の12第1項）。

そして、市町村が、同項による通告を受けた場合で、法第33条の14第1項の措置が必要であると認めるときは、当該市町村の長は都道府県知事に通知しなければならないとされており（同条第3項）、同条第1項において、通知を受けた都道府県は、速やかに、状況把握や事実確認の措置を講ずるものと規定している。

上記（1）から（3）までに掲げる各通知は、法第33条の12第1項により、〇〇が特定施設に係る被措置児童等虐待の通告を受けたことにより、法第33条の14第3項により、〇〇長から実施機関に対して通知されたものであり、X事案、Y事案及びZ事案の3件の通告内容が記載されている。

すなわち、本件請求は、特定施設におけるX事案、Y事案及びZ事案に関し、実施機関によって、「虐待として処理されなかった場合、その案件の処理理由」及び「虐待として処理されなかった場合、どのように処理されたのか」が分かる文書を求めるものである。

実施機関は、本件請求に対し、本件対象文書（起案文書及び聞取票）を特定し、本件処分を行った。

これに対する審査請求人による上記第3の2の主張は、本件対象文書以外の文書の特定及び本件対象文書における施設職員及び子供の名前以外の不開示部分の開示を求めるものと解されることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性及び当該不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 対象文書の範囲について

条例第6条第1項では、行政文書の開示の請求をしようとするものは、実施機関に対して、開示請求をしようとする行政文書を特定するために必要な事項

を記載した書面を提出しなければならないと規定されており、開示請求のあった行政文書が何であるのかについて、実施機関は、合理的な努力をすることにより特定すべきものと解される。

そこで本件請求について検討すると、本件請求の内容である「虐待として処理されなかった場合、その案件の処理理由」及び「虐待として処理されなかった場合、どのように処理されたのか」のうち、「処理」に関しては、X事案、Y事案及びZ事案に対して、実施機関がどのように対応すべきかを判断した上で行った意思決定の内容及び根拠が分かる行政文書を対象とすべきであり、当該意思決定後の事後手続に係る文書は含まないものと解すべきである。

ただし、当該意思決定に関し、実施機関の事務処理基準等に基づく所定の手続があれば、当該手続に関する文書も対象に含めるべきである。

また、「理由」及び「どのように」に関しても、実施機関が行った意思決定の内容及び根拠が分かる行政文書を特定すれば足り、これ以外に、当該意思決定に至るまでの過程において作成又は取得したものまでを対象とする必要はない。

(2) 各事案に対する文書の特定について

ア X事案について

当審査会から実施機関に対して、X事案への対応を確認したところ、X事案が発生した施設を運営する法人に対して文書指導を行ったということであり、本件対象文書のうち起案文書は、当該法人へ施行する指導文書の案を内部で伺ったものであるということであった。

当審査会において、起案文書を見分したところ、指導文書の案のほか、文書指導をするに至る経緯等を説明する文書が添付されていた。

そうすると、この起案文書により、X事案に対する実施機関の意思決定の内容及び根拠が判明するから、本件請求の対象文書として起案文書を特定したことは妥当である。

なお、当審査会において、実施機関に対し虐待通知を受けた場合の事務処理基準等について確認したところ、実施機関は、「広島県被措置児童等虐待防止に係る運用指針」(以下「運用指針」という。)に基づき、虐待通知を受理し、状況把握及び事実確認、必要な措置を講じたときは、その措置内容等を広島県社会福祉審議会へ報告する義務があり、X事案に関する文書指導について当該審議会へ報告を行っていた。

よって、実施機関は、起案文書のほかに、当該報告に係る文書を特定し、開示可否を決定すべきである。

イ Y事案について

当審査会から実施機関に対して、Y事案への対応を確認したところ、実施機関は、特段の調査等の必要はないと判断したが、念の為、当該事案が発生した施設の関係者が来庁した際に、口頭で注意を促したということであった。

本件対象文書である聞取票にはこの説明に沿う記載があり、当該事案に関して口頭注意以外の対応を行っていないという実施機関の説明に、不自然な点は認められない。

また、運用指針において、虐待通知に対して実施機関が特段の対応を行わない場合において、実施が必要な手続は規定されていない。

よって、実施機関が聞取票のみを対象文書として特定したことは妥当である。

ウ Z事案について

当審査会から実施機関に対して、Z事案への対応を確認したところ、当該事案に係る虐待通知が送付される前に、実施機関に対して当該事案に関する情報提供があったため、当該事案が発生した施設に対して事実確認をしたが、虐待あるいは不適切事案とは認められず、特段の調査や施設に対する指導は必要ないと判断したということであった。

その後、当該事案に係る虐待通知を収受したが、記載されていた通告の内容は、事前の情報提供と同様であったため、実施機関の担当部署内で当該虐待通知を供覧したのみであった。

実施機関による上記の説明に、特段不自然な点は認められず、Y事案と同様に、Z事案に関しても、運用指針上必要とされる手続も認められない。

よって、実施機関が文書特定を行っていないことは不自然であるとはいえない。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、上記第3の2のとおり、子供の証言等に関する文書の開示を求めているが、いずれも、上記(1)に掲げる対象文書の範囲に含まれない。

(4) 小括

以上のことから、実施機関は、本件請求の対象文書として、本件対象文書のほか、運用指針に基づく広島県社会福祉審議会に対する報告に係る文書を特定すべきである。

3 本件対象文書の不開示情報該当性について

(1) 条例第10条第3号の不開示情報該当性について

条例第10条第3号は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを規定しており、「正当な利益を害するおそれ」があるかどうかは、法人等又は事業を営む個人の当該事業の性格、規模、事業内容等に留意して、その情報を開示した場合に生じる影響を個別具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断するものである。

実施機関が条例第10条第3号の不開示情報に該当するとして不開示としたのは、上記第4の1の(1)ア及びウ並びに(2)イ及びウに掲げる情報である。

ア 施設名等について(第4の1の(1)ア及び(2)イ)

この不開示部分には、被措置児童等虐待が行われているとされた施設名、当該施設を運営する法人名及び施設の種類(以下「本件不開示部分1」とい

う。)が記載されている。

虐待通知の対象施設は、実施機関に確認したところ、原則として公表していないものであり、本件不開示部分1を公にすると、児童虐待という事案の性質上、虐待通知の対象となったということが明らかになっただけでも、施設内で不適切な指導が行われていたのではないかとの憶測を呼び、当該施設を運営する法人の社会的評価・信用を損なうものと認められる。

さらに、児童の入所は、実施機関に確認したところ、原則保護者の同意に基づいて行われているものであり、施設運営に当たっては、関係する保護者及び入所児童との信頼関係が重要である中、本件不開示部分1を公にすると、保護者等から施設に対する信頼が損なわれ、施設内における指導や施設自体の経営に支障を来すものと認められる。

また、法人名及び施設の種類の種類は必ずしも施設名を表すものではないが、実施機関への虐待通知の対象となり得る施設は限定されていること等を考慮すると、施設名を推測することが可能となると認められる。

よって、本件不開示部分1は、条例第10条第3号の不開示情報に該当し、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

なお、審査請求人は、上記第3の2の(6)イ(カ)のとおり、〇〇こども家庭センター所長による文書においては、施設名が明確にされている旨主張するが、当該文書は、限られた対象者に宛てて発出されたものであるから、これをもって本件不開示部分1を公にする理由とはならない。

イ 調査結果について(第4の1の(1)ウ)

この不開示部分には、X事案に関し、実施機関が調査を実施した際の調査結果の詳細と、X事案が発生した施設内で行われていた事項のうち、実施機関が不適切であると判断し、当該施設を運営する法人に対して指導した具体的な内容(以下「本件不開示部分2」という。)が記載されている。

実施機関への虐待通知の対象となり得る施設は限定されていることから、施設名を不開示としても、本件不開示部分2を公にすると、X事案が発生した施設の特定につながる可能性は高いと認められる。

さらに、施設がある程度特定された上で、当該施設内で発生していたとされる具体的な内容が明らかになると、本件不開示部分1を公にすると同様に、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、本件不開示部分2は、条例第10条第3号の不開示情報に該当し、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

ウ 特定の施設での個人情報の取扱いに関する情報について(第4の1の(2)ウ)

この不開示部分には、特定の施設における個人情報の取扱いに関し、不適切であると指摘されている事案に関するやり取り(以下「本件不開示部分3」という。)が記載されている。

本件不開示部分3が記載されている聞取票は、虐待通知を踏まえて作成されたものではないが、虐待通知を前提とした本件請求の対象文書として特定

されていることから、本件不開示部分3に係る特定の施設とは、虐待通知の対象となった施設であり、公にすると、本件不開示部分1及び本件不開示部分2と同様に、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

なお、条例第11条第1項に基づく部分開示について検討すると、具体的な内容が記載されている部分以外の文言だけを開示しても、記録されている情報の意味を読み取ることはできず、開示請求の趣旨に合致するとは認められない。

よって、本件不開示部分3は、条例第10条第3号の不開示情報に該当し、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

(2) 条例第10条第6号の不開示情報該当性について

条例第10条第6号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、不開示とすることを定めたものであるが、その判断に当たっては、実施機関に広範な裁量を与えるものではないと解するのが相当である。

すなわち、「支障」の程度については、単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」の程度についても、抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、具体的な蓋然性が認められなければならない。

実施機関が条例第10条第6号の不開示情報に該当するとして不開示としたのは、上記第4の1の(1)イに掲げる情報、すなわち特定の施設に関する調査状況である。

この不開示部分には、X事案に関する実施機関による調査の経過、調査事項及び今後の方針（以下「本件不開示部分4」という。）が記載されている。

ア 調査の経過及び調査事項が記載されている部分について

虐待通知を受けた実施機関は、虐待かどうかについての検討及び判断を行い、場合によっては、不利益処分を行うこともあるから、調査を行うに当たっては、調査対象者から正確な事実を引き出す必要がある。

そうすると、この不開示部分を公にすると、今後の虐待事案において、調査対象者により調査の内容や手順、対象等を推測され、調査への対策を講じられることで、調査の実効性が損ねられ、実施機関による正確な事実の把握が困難になるものと認められる。

なお、この不開示部分のうち虐待通知の内容を示す部分は、実施機関において原則公表することはないということであるから、公にすると、今後の虐待事案における通告義務者が通告を躊躇するおそれがあり、実施機関にとっては、被措置児童等虐待を把握する機会が失われることにもなると認められる。

また、調査対象者の個別の回答や属性等を示す部分は、調査対象者がどのような回答をしたが明らかになり得るから、公にすると、今後の虐待事案における調査対象者が回答を躊躇するおそれがあり、この点においても、実施

機関による正確な事実の把握が困難となるものと認められる。

イ 今後の方針が記載されている部分について

この不開示部分は、実施機関による文書指導後の施設指導の具体的な内容であり、これを公にすると、今後の虐待事案において指導する際の参考とされ、調査対象者が形式上の対応を取ることで、実施機関による施設等に対する適正な指導が困難となると認められる。

したがって、本件不開示部分4は、条例第10条第6号の不開示情報に該当し、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

(3) 条例第10条第2号の不開示情報該当性について

条例第10条第2号本文では、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを原則不開示としつつ、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

実施機関が条例第10条第2号の不開示情報に該当するとして不開示としたのは、上記第4の1の（2）アに掲げる情報である。

この不開示部分には、外部から実施機関に対して問合せをした者の所属及び姓（以下「本件不開示部分5」という。）が記載されており、これは、特定の個人が識別され又は識別され得るものであり、同号の不開示情報に該当し、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当する事情は認められないため、実施機関が、本件不開示部分5を不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
30. 10. 17	・ 諮問を受けた。
元. 5. 23 (令和元年度第2回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
元. 6. 18 (令和元年度第3回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
元. 7. 19 (令和元年度第4回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
元. 8. 21 (令和元年度第5回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員 (50音順)

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁 護 士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 (部 会 長)	広島修道大学教授